

名古屋文理大学文化フォーラム友の会会則

(名 称)

第1条 本会の名称は、名古屋文理大学文化フォーラム友の会（以下「友の会」という。）とする。

(目 的)

第2条 友の会は、一般財団法人稲沢市文化振興財団（以下「財団」という。）が開催する催し物等について、鑑賞の機会を通して稲沢市の文化・芸術の振興に寄与することを目的とする。

(入会手続)

第3条 友の会へ入会する者は、名古屋文理大学文化フォーラム友の会入会申込書兼登録書（様式第1）により会員登録をし、会費の納入をもって会員とする。なお、入会に係る入会金、登録料等は徴収しないものとする。

- 2 会費は1年間につき1,000円とする。
- 3 会員カードを発行する。

(会員期間)

第4条 会員期間は、1年間（入会の日から1年後の月末まで）とする。

- 2 会員期間の更新は、当該期間の満了する1か月前からできるものとする。

(会員の特典)

第5条 会員は、特別な制約がついている公演を除き、次の各号の特典を受けることができる。

(1) 財団が主催する公演（市民会館文化事業）及び貸館公演のうち主催者の許諾を得られた公演のチケット購入についての特典

ア チケットの先行販売をしたものについて購入ができる特典

イ チケットの料金が一斉発売日も含め1割引となる特典

ウ 財団が指定する公演のチケットの料金が無料となる特典

(2) 財団が発行する催し物案内及び貸館公演のチラシ等が直接送付される特典

(3) 友の会に賛同する企業等が独自に会員特典を付与することを申し出た場合において、財団が認めた特典

- 2 前項第1号の特典は、会員期間中に販売する公演を対象とし、特別に指定のある場合を除き1公演につき2枚までとする。

(会員カードの紛失)

第6条 会員は、会員カードを紛失した場合は、名古屋文理大学文化フォーラム友の会会員カード紛失届（様式第2）（以下「紛失届」という。）を財団へ提出するものとする。

- 2 財団は、紛失届の受理後、会員カードを再発行する。
- 3 会員カードの再発行に係る費用は無料とする。

(登録内容の変更)

第7条 会員は、会員登録の内容（氏名・住所・電話番号等）に変更があった場合は、速やかに事務局において変更手続きを行うものとする。

(退 会)

第8条 会員は、友の会を退会しようとする場合は、財団へ申し出るものとする。ただし、会員期間の途中で退会する場合でも、納入された会費は返却しないものとする。

(事務局)

第9条 友の会事務局（以下「事務局」という。）は、稲沢市正明寺三丁目114番地稲沢市民会館内に置く。

2 事務局の庶務は、市民会館管理事務所において処理する。

付 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、令和5年6月1日から施行する。